

令和3年度静岡県水防協議会 会議録

●会議概要

日 時	令和4年 3 月 22 日(火) 13:30～14:45
会 場	静岡県庁別館8階 第1会議室
出席者	<p>○ 委員(敬称略、カッコ書きは代理出席者) ※15名中13名出席(うち代理出席6名) 石井源一(杉保聡正)、出雲孝夫(清水幸信)、落合美恵子、勝又由幾、神谷正祐(草野勝将)、菊地豊(堀江育夫)、高嶺透、角田裕之介、番匠俊行、藤井誠、堀田治(堀謙一郎)、水野克輝(太田隆治)、村松幹子</p> <p>○ 幹事 危機管理部長兼危機管理監代理、交通基盤部長、交通基盤部部長代理、交通基盤部理事(土木技術担当、高次都市機能担当)、交通基盤部各局長</p> <p>○ 水防関係事務所長(代理出席を含む) 国土交通省甲府河川国道事務所長、同沼津河川国道事務所長、同浜松河川国道事務所長、同静岡河川事務所長、静岡県各地域局長</p> <p>○ 水防区長(代理出席を含む) 各土木事務所長</p> <p>○ 事務局(土木防災課)</p>
議事等	<p>1 開 会</p> <p>2 挨 拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 令和4年度静岡県水防計画(案)について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①令和3年災害発生状況について</p> <p>②令和3年度水防活動の実績について</p> <p>③令和3年度における水防関係表彰の実績について</p> <p>④洪水・高潮浸水想定区域の指定等について</p> <p>⑤太田川原野谷川治水水防組合の解散について</p> <p>4 閉 会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、名簿、水防法(抜粋)及び静岡県水防協議会条例、挙手カード ・ 審議資料1 令和4年度静岡県水防計画書(案)の主要な変更箇所一覧 ・ 審議資料2 令和4年度静岡県水防計画書(案)新旧対照表 ・ 参考資料1 水位周知河川位置図 ・ 別 冊1 令和4年度静岡県水防計画書(本編)(案) ・ 報告資料1 令和3年災害発生状況について ・ 報告資料2 令和3年度水防活動の実績について ・ 報告資料3 令和3年度における水防関係表彰の実績について ・ 報告資料4 洪水・高潮浸水想定区域の指定等について ・ 報告資料5 太田川原野谷川治水水防組合の解散について

●会議録(要旨)

1 開 会

2 挨拶 (和田 交通基盤部長)

3 議 事

(1)議長選出

静岡県水防協議会条例第2条により、高嶺委員(静岡地方気象台長)を会長代理として議長に指名

(2)協議会成立確認

静岡県水防協議会条例第6条により、委員定数の 1/3 以上の出席(定数 15 名に対して 13 名出席)を得たため協議会が成立

(3)議 事

(事務局説明)

事務局から、配布資料により「令和4年度静岡県水防計画書(案)」について説明

(質疑応答)

【質問】審議資料2のP.5の連絡系統図について、電話とFAXのみでの連絡対応となっているが、広範囲で災害がおき停電した場合にFAXは機能するのか。また、市役所ではライン等を使用しているところがある。FAXが使えない場合の補助的な連絡方法は考えているか。

【回答】県庁においては、非常用発電機で電話等は使える状況にある。市町の状況についてはわからないところがあるが、県ではその他、連絡を取る手段を整えている。

【質問】防災無線等を使用することもないということか。

【回答】防災無線の他、別の無線の体制を検討しており、電力が消失した場合でも、連絡がとれる体制を見直している。

【意見】広島県の土砂災害で、職員が業務に追われ、FAXを見逃してしまい、緊急避難の連絡が市民に伝わらなかったという事例があった。違った方法でも連絡が取れるような形をとったほうが良いのではないかと、思っているため質問させていただいた。

【回答】ご指摘ありがとうございます。常に検証、見直しを行い、連絡漏れがないような体制を整えていきたい。

【質問】今回の水防計画書(案)の変更について異論はないが、今後の対応について参考にお聞きする。水防との関係は曖昧であるが、南海トラフの臨時情報が出るようになり、臨時情報が出た際は、津波が想定される。その時、水防対応として、どういった対応をとるべきか、水防計画の中にも記載する必要があると思うが、今後の改訂の方向について、今どのように考えているか、教えていただきたい。

【回答】ご指摘ありがとうございます。県としても、非常時の場合に、複数の災害が起きる可能性についても常に考えなければならないと思っている。ただ、水防計画にはそこまでの記載がなされていないが、そのあたりも今後どういった体制をとらなければならないか、議論して反映していきたいと考えている。

【意見】ありがとうございました。県の建設業協会でも、臨時情報が出た際に、どういった対応を

とるのか各社、事業継続計画等に位置づけて対応するようにしている。建設業者の活動と行政の水防計画が結びつくように今後、検討していただきたい。

【回答】ありがとうございました。協会の体制等も参考にさせていただきたいと考えているので、また意見交換等よろしくお願ひします。

【意見】今、話のあった南海トラフ巨大地震の対応について、3、4年前に質問した際に、前向きに検討すると回答をいただいている。南海トラフ巨大地震が切迫しているため、早急に取り組んでいただきたい。

【質問】審議資料2の P.8を拝見したところ、監視カメラの台数が増えていないように思う。台風の際にアクセスが殺到し、WEB カメラを見ることができなかったということもあった。以前の協議会において、アクセスが殺到しても映像が見られるように整備することと、カメラの台数を増やしてほしいということをお願いしていたが、進捗状況について教えていただきたい。

【回答】まずは、水位を提供することが重要と考えており、簡易型の水位計について、積極的に整備をさせていただいている。その後、監視カメラを整備していく状況である。限られた予算の中で効率的に設置できる位置を検討し、今後、優先度を踏まえ、台数を増やしていきたいと考えている。

(採 決)

「令和4年度静岡県水防計画(案)」について、出席委員全員の賛成により原案のとおり承認

4 報告事項

(事務局説明)

事務局から、配布資料により下記事項について説明

- ・ 令和3年災害発生状況について
- ・ 令和3年度水防活動の実績について
- ・ 令和3年度における水防関係表彰の実績について
- ・ 洪水・高潮浸水想定区域の指定等について
- ・ 太田川原野谷川治水水防組合の解散について

(質疑応答)

【質問】報告資料4の水防法の改正について、法改正により、その他河川が指定対象となり、県管理河川では、461 河川となっているが、地域的に言うと、東部、西部、山間部が多いということか。また、昨年7月の熱海の土石流がそうであったが、県東部を中心に違法な形で産業廃棄物等が投棄されているところが多くあると思うが、新しい条例に合わせて、盛り土や不法に投棄されている産業廃棄物が大雨によって流れ出すことがないような、水防と盛り土対策の連携の検討状況についてご説明いただきたい。

【回答】461 河川については、県が管理する河川全てになるため、地域としては、県全体となる。盛り土や産業廃棄物の対応と水防の関係についてだが、条例については来年度から施工されるということになる。県の組織上、盛り土の関係はくらし環境部が担当になるが、

そちらと連携をとり、対応については両者でやっていければと考えている。

【意見】盛土のチェックも大変だと思うが分かり次第、情報を住民の方にもオープンにした方が、警戒意識を持つことができ、作業も協力的に進んでいくこともあると思うため、情報開示についてはできる範囲でお願いしたい。

【回答】ご指摘ありがとうございます。情報を開示することによって、周りの皆さんの目も働き、抑止力になると思うため、そのあたりもしっかり取り組んでいきたい。

【要望】組合の解散について、残念に思ったため、要望する。太田川原野谷川治水水防組合は歴史も古く、近年、流域治水が叫ばれるなか、いわゆる横の連携という意味で、情報を共有しながら対策を効率的に進めている先進的な事例ともいえる。今回、合理的な行政経営や体制の整備によってあり方を見直すということで仕方ないと思うが、解散後の体制は縦割りに見えるため、今までの歴史を踏まえ、解散後も今までと同様に横の連携が取れるようにしていただきたい。よろしくをお願いします。

【回答】ご指摘ありがとうございます。流域治水協議会等も設立され、横のつながりも堅固なものになっているように思う。今後も関係市町と連絡体制を整えて、水防活動に臨みたいと考えている。

5 閉 会